

令和 4 年度第 4 回東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事要旨

日 時	令和 5 年 1 月 31 日（火）15 時 30 分～17 時 25 分
場 所	総合庁舎 7 階会議室
出席者	<p>（社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員）</p> <p>井上寿美、中川千恵美、好川智也、松川啓子、岡本泰樹</p> <hr/> <p>（事務局）</p> <p>子どもすこやか部 川西・川東、子育て支援室 本家、子ども家庭課 増井 施設指導課 片岡、児童相談所設置準備室 高橋、保育室 赤穂、子ども見 守り相談センター 高品</p>
議 題	<p>1. 東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画案について</p> <p>2. 第 2 次東大阪市子どもの未来応援プラン案について</p> <p>3. 令和 5 年度 新規認可施設について</p> <p>4. 令和 4 年度 認可園の入所状況について</p>
議事内容	<p>（開会）</p> <p>（会長挨拶）</p> <p>○事務局</p> <p>【東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画案について】</p> <p><u>素案からの主な変更点について説明</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目次 p2 「（2）スタッフ ～ 職員体制についての考え方」内容追加 ・目次 p3 （5）設置予定の場所が決まったため内容追加 ・資料編の 1、2 タイトルページを追加 ・資料 2 策定の体制と経過、委員の名簿（後日修正予定）を追加 ・P7 3 つ目のひし形 現行計画から第二次東大阪市子どもの未来応援プランへ更新 ・p11 の表 1 「障害に関する関係機関、専門機関との連携について」追加修正 ・p13 真ん中の四角の 2 段落目の下 「地域での見守り体制の構築」追加修正 ・p20 図表 4 「就学後の子育て支援」の表現の修正

- ・p23 ア 「市の各部局はもちろんのこと」という所から「校区福祉委員会や自治会」の所まで関係機関を例示し追加修正
 - ・p28 二つ目の○ 「学校園におけるいじめ相談」内容修正
 - ・p29 一番下の○ 「民生委員・児童委員、主任児童委員による相談支援」項目追加修正
 - ・P46④ タイトルに「広く子どもの権利を実現するための取り組み」を追加修正
 - ・p52、p53⑧ 「家族の持つ課題や困難についての的確な理解に基づく支援と関係機関との確かな連携」の記載を一部修正
 - ・p54 二つ目の○ 「地域の関係機関、団体との連携強化による「取り残さない」ネットワークの実現」項目追加修正
 - ・p55⑩ 「社会的養護への取り組みのあり方」の記載を一部修正
 - ・p64 二つ目の○ 一時保護所での「子どもの権利を尊重するための取り組み」追加修正
 - ・p65 「(2) スタッフ～職員体制についての考え方」追加修正
 - ・p71 設置の予定場所を追加修正（スケジュールは今後追加）
- パブリックコメントで出た意見と主な変更点について説明
- ・意見 2、3、4、7、8 についてはそれぞれ本文を修正し反映

○会長

いただいたパブコメについての修正や、市の考え方を反映した素案からの変更点という所でご説明ありましたが、パブコメへのコメント等も含めて、ご意見ございますか。

○委員

p73からの資料で、グラフ1つずつに総合計の606や140が入っている方が全体数が分かって見やすいのと思ったので、差支えなければn=を入れていただけると良いかなと思いました。

○事務局

修正します。

パブリックコメント資料の42番について、市の考え方を追加説明。

○委員

実際に設置されて、そこからどんな風に対応していくかという所はやりながらもどんどん進めていかなければならない。子どもと親が一緒にいた方が良いという気持ちはすごく良く分かるが、だからこそ悲惨な結果が起こってしまうということ。線引きについては難しい所はあるが、これから実際の運営の中でしっかりと運営していただきたい。

○会長

どういう運用をしていくのかという所が重要ではないかという所ですね。

○委員

設置箇所が具体的にオープンになったことで、地域からの声みたいなものが届いていますか。

○事務局

昨年12月に設置場所については初めて表に出たということになりますが、今の時点ではそんなに多くの方がまだ把握されていないと思います。ただ、表出しした後、地元の単位自治会などの会長さん方には直接説明させていただきました。その時に、他市の事例で近隣の方から反対されることがあるということをお伝えしましたが、子どものための施設を作るんだったら良いことだから是非早い目に作って下さいという風なお返事でした。特段の反対みたいなマイナスのご意見というのは今はまだ聞こえていません。

○会長

児童相談所の設置について地域から懸念が出る例があることを率直にお伝えいただいたということですね。児童相談所の砦という部分と、広く市民にとって開かれた場所という位置付けで東大阪で展開していけると、他市の前例的な児童相談所の開設になり良いと思います。

○委員

パブコメの意見で、人権上の問題とは何かとずっと気になっていて、学校現場で実際に一時保護して欲しいというケースが何度かこれまであり、保護者の言葉を信じて子どもを返したとけれどやっぱりそれで実際良い方向にあまり行かなかったという経験があります。実際子ども達とかその保護者の方も見ているので、ご意見としては分かるんですけど、先ほど司法の面からというのもあったけど、やっぱり子どもの一時保護して欲しいという声の方を

保護者の声よりしっかり聞き入れてやっていただけるような動きがすごく大事になってくるのかなと思います。子どもは保護して欲しいと言えない状況だとは思っているので言っても良いんだよと、それが本当に家に例えばお母さんと一緒に居たいと言ってしまうのか言わされているのか、そう言わないといけないと思っているのかという所を見極めるのはすごく難しいと思いますが、児童相談所が最後の砦となるのはそういった所だと思うので、積極的に取り組んでいって欲しいと思いました。あと、設置計画の中では他にも多目的室とか色々な施設があって、とにかくオープンな児童相談所になってくれたら良いなと思っています。

○会長

ありがとうございます。スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーもおりますけれども、東大阪に児童相談所があることで、そうした専門職と学校の先生方がより子どもへの教育に推進していただける体制をとっていくという風になればなと思っています。

○委員

すごく丁寧にパブリックコメントに答えていただき感謝しています。先ほど、42番の方の意見で、一時保護所を作ることによって経済的インセンティブが与えられるという所、これは事実ではないと答えて下さっていますが、どのような情報の中でこういうことが出てきたのか分からなかったんですが。

○事務局

はい、どこからこの話が出たのか分かりませんが、大阪府にも念のためこちらが書いた事については確認していただいています。

○委員

それと、今後の体制の整備について、p67の援助方針会議に参加する支援チームの一員という形で色々な専門職の方々のお力を貸していただきながらも、その人達がチームとなって本当に子どもの権利をしっかりと守っていけるような体制、ワンチームで本当に一人の子どもの支援に携わっていただけるんだなということをこの文章で感じてすごく心強いなと感じました。ご相談があるのは子どもさんの周りの方だったりすることが多く、子どもが中々

声を上げにくい中、子どもが本当はどう考えているのかということを考える所はすごく大変な部分だと思うんですけど、こういうチームであればそういう1つの光が出てくるのではないかな、ということですのでここはありがたいなと思っています。大変だと思うんですけど、よろしくお願いします。

○会長

専門職会議が可能となる人的配置を、必要数を上回る実態を追々ご準備いただけることは部会からも強く期待している所ではあるんですが、庁内の色んな皆さんの基準があって全部がOKだと言えないという所が難しい所だなと改めて思う所ではあります。

この児童相談所の計画に東大阪の児童福祉を中心とした部署の点検と設置計画を記載していただき、児童相談所設置の意義、目的は書き込んでいただいたのではと思っております。また、全ての子どもの権利を保障、点検するセンターと言いますか、社会的養護、子ども達への権利擁護と共に市内の子ども達全ての権利についてのサポートがしてもらえるような部署も、児童相談所とは別に必要ではないかというご意見もございましたので、いずれにしてもそれは全ての子ども達の声をちゃんと拾っていこうという所に繋がるのかなと思います。

一時保護所についても、今回の改正で司法の判断を仰ぐとか、家庭裁判所も含めた調整が大変にはなってくるということもあります。さらに、家庭保持というか家族保持というようなアプローチというようなことも、一時保護とか社会的養護や里親自身が悪いということじゃなくて、子ども自身の命を守って子どもにとって何が大事という判断で対応していきませんが、その家庭の色んな成り立ちなどを考えながら、家族という形態がどう、私たちが通常思う親と子というだけではない、もうちょっと広い地域の見守りも含めた家族個人って言われるような展開に向けた一つのアプローチみたいなことも、定着していけることも大事ではないかという視点もあったりしますので、そういう地域の子育てということ、広い意味でそういう力を強くしていかないと、と思うところですよ。今は親と暮らしているけれど、他に職親とかもう少し広く子どもたちの育ちを見ていけるような地域体制が本当に確立していけるのかというようなことを今後検証していかなければいけないのかな

と思う所です。

皆さんからいろんな貴重なご意見をいただき、この間事務局に一つの形を作るべくいろいろご準備いただきましたことを確認させていただく機会になったと思っています。さらに、当事者の子どもたちにとって、こういう場所があると本当に児童相談所にSOSを言っているんだということは分かってくるようになったと思いますが、どんな風にこういう児童相談所というのがあるかということが当事者に分かるように周知していくかについて、更に精査されていかなければいけないのかなと思います。学校を通して何かそういう周知のものを配るだけでは駄目だと思うんですけど、何かわかるようなQRとかそういうもので子どもに見てもらえるものがあるかどうかとか、更に伝えていくという力も、一生懸命検討した成果ですので、伝わればなと思う所です。

そうしましたら、議題の2点目の第2次子どもの未来応援プラン（案）についてご説明をお願いします。

○事務局

【第2次東大阪市子どもの未来応援プラン案について】

パブリックコメントについての説明

- ・1件の意見 p99 ページ「(1) 東大阪市全体での取組へ」追加修正

第2次東大阪市子どもの未来応援プラン案の前回からの修正点について説明

- ・p77 「(1) 就活ファクトリー東大阪」修正
- ・p94 「(3) 制度周知に関する課題」修正
- ・p101 「2. 生活の支援 ～くらしを応援～」修正
- ・p107 1(2)③「義務教育学校」を追加修正
1(3)①「入学準備金貸与制度」事業名、内容を修正
- ・p108 「4 か月児健康診査」へ修正
- ・p110 2(1)⑩「子育て短期支援事業」地域支援課を追加修正
- ・P112 2(3)⑤「ヤングケアラー支援事業」地域支援課を追加修正
- ・p114 2(6)①「はぐくむ」保健センターを追加修正

- ・ p115 2(6)③「すこやかテレホン事業」内容修正
2(6)⑨「ひきこもり等支援事業」追加修正
- ・ p116 3(1)②「就活ファクトリー東大阪」修正
3(1)③「トライアル雇用支援金の活用促進」修正
- ・ p132 「ひきこもり等支援事業」記載位置変更
- ・ p133 「就活ファクトリー」修正
「入学準備金貸与制度」事業名、内容を修正

○会長

ありがとうございます。パブコメへの修正と庁内の方からの確認で修正いただきました内容についてご説明いただきましたが、ご確認やご意見いかがでしょうか。

○委員

確認ですが、p108のブックスタート事業なのですが、この「1人1人に読み聞かせを実施」について、誰が読み聞かせをするのかこの文章からはよく分からなかったのですが、世帯に絵本を配布した時という理解で宜しいでしょうか。親が読むことを想定してならこの位置でこれを書くとは違和感を覚えます。

○委員

事業としては全世帯に絵本の配布で、親御さんが子どもさんに読み聞かせをするけれど、4カ月健診の時にはボランティアの人が読まれていますよね。コロナ前に私が行った時には何人かボランティアの人が1人1人健診の順番待ちで親御さんが座っている時にこんな風に読んでねと読まれていたと思います。

○委員

実態と書かれている内容が少し違うような気がするので実態に則した文章にさせていただけると良いな、と。でも、実際にコロナ前に健診で読み聞かせがあるのであればそのことも書いていただきたい所ではありません。

○会長

本事業を通して親子の読み聞かせが出来るように、みたいなことがあるのかもしれませんがね。

○委員

p120 図の 3 行上の所で「支援を必要とする市民」という表現は、非常に市民が主体的に支援を利用するというイメージがあります。ところが、子どもの方になると、p99 の (4) 「支援が必要な子どもたち」という表現になって、市民に対しては主体的に利用するというイメージがあるけれど、子どもに対しては、大人が支援が必要な子どもに与えるイメージの表現に変わってしまっているような気がします。確かに子どもに対しては早期発見、早期対応も大事なものであながち駄目とは思わないのですが、ただ、もしかしたらここに私達の無意識のうちに子どもが権利の主体者である、権利行使の主体者であるという観点が抜けてしまっていて、私も一回読んだ時は何も思わなかったのかな、と思いながら今回読ませていただいております。それに連動すると思うんですが新しく追記された網掛けの所で、支援を受けるっていう表現が、どうなんだろう、と。弱者に対して何か与えるイメージっていうのがあって、これはきつとこの支援が必要なのというところと、どこか連動しているのかな、と。この市民のように支援を必要とするという書き方でもし子どものことも捉えたら支援を利用するとかいう形になると、考えておりましたので、皆さんでご協議いただけたら良いかなと思います。

○会長

ありがとうございます。支援を受けるではなく、支援を利用すると修正いただく方が良いのではないかという所ですね。

○委員

全部、支援を必要とするに揃えると具合が悪いんでしょうか。子どもも市民も一人の人間として、権利行使の主体者というイメージで。

○会長

p99 「支援が必要な子どもたち」だと、行政や支援者が、という言葉になるということですかね。支援を必要とする子ども達だと思うんですけど、市民が選択する、子どもが選択するというという考え方で、統一出

来ないのかなということですかね。

○委員

p99 (2) 「支援が必要な子どもの存在にいち早く気づき」の所は「支援を必要とする子どもの存在にいち早く気づき」でも、良いと言えば良いですね。多分無意識だろうなと思うんですが、大人の方では必要とすると書いて、やっぱりこう書いてしまうという、でも誰もそんなに何も思わず読んでしまいますよね。でもここに私達の子どもに対する、やっぱり子どもって、大人が何か与えてあげるだけの存在だとか、守るだけの存在というイメージを持っているんだらうなって、ちょっと自分自身も反省したんですけど、今頃気が付いたんで。今回支援を受けるという網掛けがあったので、そこが気になって、どう書かれているのと思って読んだんです。

○事務局

今回網掛けの所は確かにおっしゃっているような形の方が良いのかなと思います。

○会長

支援を利用するという、先ほど委員が言っておられた言葉に変更することで、ですね。

○委員

網掛けの所は「支援を利用することで新たな偏見等を生まないように」と入れても、全然何も違和感は無いですけどね。

○委員

「受ける」はすごくこだわりがありましたが、こっちは別にこだわりは無いので。確かに、権利行使だけでは無く権利享受の主体者でもありますので、必要なという眼差しは大事だと思いますから、そこは別に大丈夫です。「受ける」を変えていただけたら、私は大丈夫です。

○会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

○委員

ひとり親家庭支援についてですが、公的支援は勿論必要ですいろいろな

状況があるのですけれど、養育費をもらってない方が多いということに関し、もうちょっとしっかり個人の責任をしっかりと取ってもらうという言葉が良いのか分からないですけれども、そういうところもしっかり確保していくということは、ひとり親家庭の支援に繋がるのではと思います。

○事務局

確かにそうです。徐々に養育費の取り決めをしている人の割合が増えてきてはいますがまだ母子世帯で40%ぐらいだったと思います。おっしゃるようにそういう権利ですし、子どもさんにとっての養育費ということにもなりますので、やはり、そこはきっちり取り決めをしてもらって確実に受けてもらいたい所です。

○委員

そういう支援も少しだけありますね。

○事務局

はい、公正証書などで取り決めをしたら一部補助金を出しますという支援制度をしまして、年1回市政だよりに載せて広報しています。

○会長

p100の施策全体の大きな柱の四つ目の経済的支援の中に、子育て世帯の経済的支援の辺りに養育費は絡んでなかったですかね。

○委員

経済的支援の所に書いていますね。

○会長

子どもの養育というのは夫婦としては別れても共に責任を負って、というやりわりでは中々支払いがないという所があるから、実際、東大阪の方としても市民課に離婚届を持ってこられた際に、養育費を取り決めの辺りが点検出来るみたいなことが離婚届自身にもあったりするんですよ、今。明石市は養育費の確保みたいなことを市長が強く推していたというのを聞いたりしますけれど。

○事務局

これまで離婚届を取りに来た方に国の面会交流のパンフレットとかを渡

していたんですけれど、それに加えて市の養育費の確保支援制度がありますというチラシを入れさせてもらっていて、取り決めなどに繋がれば、と思っています。

○会長

その支援の具体例はどこかに記載されていたんですかね。

○事務局

はい、p118 です。

○会長

当事者の方がこれを見て自分も活用してという所に繋がっていけば一番良いですけれどね。経済的な取り組みの中でここにも具体的な取り組みとして取り上げていただいているというところですね。大きな柱立ての方の計画書ということで、ひとり親家庭の支援と結びつく貧困という所で学校からのアンケート結果を取りまとめたプランということになったと思います。

○委員

国が今、妊娠 8 ヶ月に相談支援、新生児が産まれて 1 カ月以内に相談支援という新しい伴走型の相談支援をしようとしています、これは切れ目の無い支援になると思うんですけれど、その中で例えば相談支援の中に盛り込めないのかなと。例えば、保健師の家庭訪問事業では妊娠時、新生児、乳幼児期に、担当の保健師を知っておいてくださいということで行っておられるということで、例えば p113 に挙げておられるのかなと思うんですけれど。今後、施設給付課とかが挙がってくるのかなと思った時に、資料としてはまだできてないからここには入らないのでしょうか。

○事務局

事業自体が結構直前に急に来たものなのでこれには載っていません。ただ、継続してする事業というのは恐らく確実なので、追加できるかどうか検討します。

○委員

事業としての確立がまだできてない状況は分かっていますが、ただ事業

の大まかな部分が出ているのかなと思ったときに、一行増やすだけでも書けるんだったら、例えば相談事業の中に入れるなど出来るのかなど、ちょっと確認だけいただけますか。

○会長

会議とかで審議するのは年度内ですけれど、事業として実施が決まっているということであれば、何か追加出来る文言があればという感じですね。

○会長

ありがとうございます。そうしましたら今、子どもが主体者という視点での表現、また、相談支援とか、経済的な支援の辺りなどいくつも貴重なテーマについて改めてご確認いただきましたが、計画を作ってそれが実際支援している職員や専門職がその連携の中で展開していけるようにどうしたら良いかの運用を、絶えず関係者で確認していかなければいけないと思います。

ケアラーの問題については、当事者自身が問題意識というか、家族のためになっていて、なかなかSOSを出せないみたいな視点も言われています。そういう人たちにどう届けていけるかという若者支援みたいな展開についてですが、保育園などが子どもの居場所事業や子ども食堂をやってくださっているとは思いますが、福祉領域や保育福祉だけで出来ているところは少なく、地域の事業の中で、子ども支援というところの先行き、貧困の連鎖というのをどう食い止めていくかというところでは課題になると思ったりします。今後、教育との連携とか、地域若者サポートステーションとか、そういうものがどう展開されるかについては私も気になっているところではあります。そうしましたら、この未来応援プランについても今いただいたところで修正できるものは、追記や修正をしていただくということで進めていただけたらと思っています。

それでは、続けて、報告案件を確認させていただくということですので、よろしくをお願いします。

○事務局

【令和5年度新規認可施設について】

令和5年度新規認可・認定施設一覧（認定こども園）

- ・新たに認可定員を設定 1号認定（3・4・5歳）それぞれ
しまのうちこども園 2・2・2名、いなだこども園 2・2・2名、
たかいだこども園 2・3・4名
- ・提供区域とは子ども・子育て支援事業計画で定めている施設整備の際の
圏域

【令和4年度認可園の入所状況について】

昨年度認可した幼保連携型認定こども園の入所状況

- ・資料に基づき説明
- ・小規模保育施設のきらきら保育園が令和4年度をもって廃園する旨
を報告

○会長

ありがとうございます。資料に基づいて、令和5年度に、認定・認可される認定こども園となる3園について承認するということと、令和4年度認可園の入所状況をご説明いただき、最後、小規模保育事業のきらきら保育園が廃園になったという所の報告がありました。その事業者が廃園される理由というのは何でしょうか。

○事務局

ご高齢ということと、ご自宅の一部を改修されて小規模保育施設を営まれていたんですが、ご本人の体調不良から強いご希望があり、本市としても何度も協議させていただいたんですけど廃園という運びになりました。

○会長

個人宅での展開ということだったんですね。廃園されるにあたって、そこを利用されているご家庭、園児は次年度から行先等は確保されたということでしょうか。

○事務局

小規模ですので0歳から2歳までで、今年度0歳は利用はいらっしやらず、2歳の方は提携園に行かれて、1歳の方も3名ほどいらっしやったんですけれどそちらも次に繋げていると聞いております。

○会長

ありがとうございます。という報告案件でしたが、委員の皆様を確認事項とかよろしいですか。

○委員

現在、0歳児の申請ですけれど、どんな感じでしょうか。1月末ぐらいい入所決定通知が送られてくると思うんですけれど。

○事務局

0歳児は、来週がメです。多分最後の週に集中して申請が出てくると思うんですけれど、今まだ500件ほどですね。例年大体7、800位あるので来週多分2、300は来るんじゃないかなと想定はしています。

○会長

それは一応待機を出さずにといい感じですか。

○事務局

そうですね。東大阪市は今のところ、京都市や横浜市みたいに、一気に需要が減っているというわけでもないし、反対に需要が伸びているというわけではなく、横ばい、バランスが取れている状況です。

○会長

その推移は何か、その要因とかを見てみないとみたいなことがあるのかもしれませんね。他に小規模保育事業の廃園とか辞めたという事例は東大阪市では今は出ていないですか。

○事務局

無いです。

○会長

分かりました。そうしましたら、報告事項をご確認いただいてということで、本日はこれで終了ということで事務局に返したいと思います。

(閉会)

--	--